

精神障害者地域生活支援センターの事業者を募集します

福生市と羽村市では、精神障害者の福祉の向上を目的とし、精神障害者地域生活支援センターを開設する予定です。そこで、当支援センターの管理運営ができる事業者を募集します。

募集対象
精神障害者を対象とした社会復帰施設を運営する社会福祉法人、医療法人等の非営利法人及びその運営を東京都知事が適当と認める団体

申込書の配布・受付期間
10月3日(月)～31日(月)(土・日曜日及び祝日を除く)の555・1111(代)

問合せ社会福祉課障害福祉係、羽村市保健センター ☎555・1111(代)

午前8時30分～午後5時

【配布・受付場所】

社会福祉課障害福祉係及び羽村市保健センター

【募集及び選定方法】

募集は企画競争型公募(企画プロポーザル方式)とし、公正な審査を行い、事業者を決定します。



なお、プレゼンテーションをお願いますので、ご承知おきください。

特殊疾病福祉手当の疾病追加と認定基準の改正について

10月1日より、脊髄空洞症が追加になります。併せて、東京都難病医療費助成の医療券が交付されていることが手当支給の要件となりました。

ただし、生活保護受給者と、難病と同一名の疾病で小児慢性疾患医療助成券の交付を受けている方は、診断書をもって申請することができます。

▼難病医療費助成を申請している方は、市役所で手当の申請手続きをしてください。

ただし、次の方は対象外です。
・心身障害者福祉手当、児童育成手当の障害手当を受給されている方・市の規則で

定める施設に入所している方

申請の際に持参していただくもの
・東京都から発行された難病医療費助成の医療券・手当を振込む金融機関の通帳(郵便局を除く)

▼手当の額月額6,000円

【申込み】社会福祉課障害福祉係

乳幼児医療証を送りました
10月1日から使える新しい乳幼児医療証を9月末に送りました。まだお手元に届いていない方はご連絡ください。

振り込みのお知らせ
児童手当・児童育成手当を10月11日頃振り込みます。

問合せ子育て支援課子育て支援係

◆あき家都営住宅(高齢者集合住宅)の地元割当入居者を募集(平成18年2月入居予定)

【募集内容】
【所在地】熊川1143番地都営熊川アパート22号棟203号室

【戸数】1戸(二人世帯用)
【間取り】2DK(6畳和室・6畳洋室・DK)
【使用料】27,000円(予定額)59,400円(予定額)

【申込用紙の配布・受付】
10月11日(火)～15日(土)(午前8時30分から午後5時15分)の間に、介護福祉課高齢福祉係へ。

【申込み】
申込用紙に必要事項を記入し、受付期間内に直接お持ちください。

【申込資格】
①申込者本人が65歳以上(昭和15年10月16日以前生まれの方)で、65歳以上の同居親族がいること。ただし、配偶者はおおむね60歳以上。

②申込者本人が東京都内に3年以上(平成14年10月16日以前から)居住し、公募時現在福生市内に引き続き1年以上(平成16年10月16日以前から)居住している方で、そのことが住民票または外国人登録原票記載事項証明書で証明できること。

③所得基準申込世帯の年間所得が3,596,000円以内の方。

④現に住宅に困っていることが明らかであること。

⑤市・都民税、国民健康保険税等を滞納していないこと。

⑥独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健全であること。(身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。)



※自家所有者は原則として申込みできません。

問合せ介護福祉課高齢福祉係

◆福祉医療証をお持ちの市民税非課税世帯の方へ

⑧医療証をお持ちで市民税非課税世帯の方は、外来及び入院時の一部負担金の上限額が軽減されます。

【手続き】
⑨医療証、健康保険証、印鑑を持参のうえ、市役所1階⑤番の窓口で⑩限度額適用認定証の交付申請をしてください。

【受診するとき】
交付された⑪限度額適用認定証、「⑫医療証」、「健康保険証」を必ず医療機関の窓口提示してください。

【軽減内容】
⑬限度額適用認定証を提示すると1か月の自己負担上限額が次のようになります。

(申請月の1日から有効)
⑭外来 12,000円 ↓
⑮入院 40,200円 ↓
⑯入院 24,600円 ↓

問合せ保険年金課老人医療係

⑩限度額適用認定証の交付申請をしてください。

⑪限度額適用認定証の交付申請をしてください。

⑫医療証、健康保険証、印鑑を持参のうえ、市役所1階⑤番の窓口で⑬限度額適用認定証の交付申請をしてください。

⑭限度額適用認定証の交付申請をしてください。

⑮限度額適用認定証の交付申請をしてください。

⑯限度額適用認定証の交付申請をしてください。



⑰限度額適用認定証の交付申請をしてください。

⑱限度額適用認定証の交付申請をしてください。

社会福祉協議会

552・2121

ひとりでは悩まず、まず相談を
①「身近な法律相談」
高齢者・障害者の方の遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護・成年後見などについて、弁護士が相談に応じます。

日時10月17日(月)午後2時～4時

場所福祉センター相談室

対象高齢者・障害者やその家族など

定員先着3名(予約制)

②「心の相談」
対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

日時10月27日(水)午後1時～2時30分

場所福祉センター相談室

対象心の問題や病気を持つ市民とその家族など

定員先着2名(予約制)※相談内容は秘密厳守、相談料は無料

申込み①、②とも10月4日(火)から(日曜・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分の間に相談支援係へ。

第28回高齢者スポーツ大会
日時10月25日(火)午前10時～午後3時

場所中央体育館

対象市内在住の60歳以上の方(主催)社会福祉協議会

申込み老人クラブ加入者は各会長へ。未加入の方は10月21日までに社会福祉協議会へ。



本大会の参加申込み締め切りが10月7日に迫っています。奮ってご参加ください。

期日10月21日(金)

場所立川国際カントリー倶楽部

定員240名

参加費2,000円(パーティ代、賞品代)

【プレ】費メンバー(通常料金・昼食代別)奥多摩友の会12,000円(昼食代、消費税込)ビクター料金
草花コース16,500円
奥多摩コース15,000円(昼食代、消費税込)、両コースともカート使用、65歳以上の利用税の減免有(免許等証明書要)

申込み10月7日までの(日曜・祝日を除く)午前8時30分から午後5時15分までの間に参加費を添えて直接、社会福祉協議会へ。

高齢者パソコン講習会

シルバー人材センターでは、市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、パソコン操作やインターネットの利用方法などを学ぶ講習会を開催します。この事業は福生市から委託を受けてシルバー人材センターが行うものです。

場所 さくら会館1階シルバー人材センター内

定員 各コース8人、合計32人

費用 テキスト代実費

申込み 10月14日までに、往復はがきの往信用裏面に住所、氏名、ふりがな、電話番号、希望の講習番号を、また返信用表面宛先に、ご自分の郵便番号、住所、氏名を記入し〒197-0024福生市牛浜163福生市さくら会館内福生市シルバー人材センターへ。(定員を超えた場合は抽選)結果は後日通知します。

なお応募者多数の時は前回受講者はご遠慮いただくことがあります。

問合せ シルバー人材センター ☎553・3261



| 対象 | 入門コース | 初心者コース |
|------|----------------------------|----------------------------|
| 日程 | 11月9日(水)～11日(金) | 11月14日(月)～16日(水) |
| 講習番号 | 1001 | 1003 |
| 時間 | 午前10時～正午 | |
| 講習番号 | 1002 | 1004 |
| 時間 | 午後1時30分～3時30分 | |
| 内容 | パソコン操作の基礎、文章の入力、インターネットその他 | 文章の入力・印刷・保存、インターネット・メールその他 |

